

## 研究調査部運営細則

### (目 的)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第21条第2項に基づいて、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

### (活 動)

第2条 研究調査部は規則第21条第1項に定める事項を掌り、以下の業務を行う。

- (1) 地すべり等の斜面変動に関する緊急災害調査
- (2) 地すべり等の斜面変動に関する調査研究
- (3) 地すべり等の斜面変動に関する受託事業
- (4) 地すべり等の斜面変動に関する調査及び研究開発の助成
- (5) 地すべり等の斜面変動に関する規格、基準等の検討

### (構 成)

第3条 研究調査部の構成員は、部長1名および副部長2名及び部員20名以内とする。

2 役職者の業務は以下のとおりとする。

- (1) 部長は研究調査部を代表し、部の活動を総括する。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときまたは欠けたときは部長の職務を代行する。副部長は、部長を補佐する。

### (役職者および部員の選出方法と任期)

第4条 部長、副部長及び部員の選任は規則第24条の通りとする。

2 部長は規則第24条第5項に基づき部員を会員の中から選任するにあたり、希望者を公募することができる。この場合、学会誌において公告を行い、希望した会員の中から部長が部員を選任する。

### (役職者および部員の任期)

第5条 部長、副部長および部員の任期は規則第24条第7項の定めにより2年とし、再任を妨げない。

### (部会営)

第6条 部会は、部長が招集し、原則年2回開催する。また、部長は、必要に応じて文書（メール含む。）をもって部員の意見を徴し、部会の開催に代えることができる。

#### 附則

この細則は、平成 23 年 8 月 30 日に新規制定したもので、理事会の議決のあった日（平成 23 年 8 月 30 日）から施行する。

#### 附則（平成 24 年 8 月 28 日理事会議決）

この細則は、平成 24 年 8 月 28 日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。